

平祐拳覚え書き：一条朝受領歌人の面影

福田, 智子
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9410>

出版情報：語文研究. 82, pp.13-24, 1996-12-25. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

平祐挙覚え書き — 一条朝受領歌人の面影 —

福田智子

—

鎌倉時代の私撰集、『夫木和歌抄』には、一七三八〇余首という、膨大な数の歌が収載される。作者数は九六九人¹⁾。うち六五〇人は、入集歌数わずか一―三首である。それは、全作者数の、実に七割弱を占める。一方、多くの歌を採られている歌人としては、一三三〇首の歌が見い出せる藤原為家を筆頭に、藤原定家(七七〇余首)、藤原家隆(五九〇余首)、源俊頼(四六〇余首)、慈鎮(四四〇余首)、藤原俊成(四二〇余首)、西行(三九〇余首)、後京極良経(三八〇余首)らが挙げられよう。平安末期から鎌倉時代の著名な歌人たちが、ずらりと顔を揃える。それでは、少々時代を遡って、平安中期の歌人とはいえば、いったい誰が、どれほどの数の歌を収録されているのか。歌数の多い順に列挙してみる。

- ① 曾禰好忠 一八九首
- ② 和泉式部 一〇六首
- ③ 惠慶 八四首
- ④ 大中臣能宣 七三首
- ⑤ 清原元輔 五二首
- ⑥ 藤原高遠 五〇首

- ⑦ 平祐挙 四三首
- ⑧ 藤原元真 三九首
- ⑨ 源重之 三七首
- ⑩ 花山院 三六首

④⑤⑧⑨は三十六歌仙、①②③⑥は中古三十六歌仙に数えられる歌人であり、⑩は和歌を好んだ帝として名高い。各々が私家集をもっており、その伝本が現在も確認できるのは、周知の通りである。ところがここに来て、これらの歌人たちに比して、影の薄い歌人が唯一人、存することに気付く。⑦平祐挙である。若干数の歌の採録にとどまる歌人が大半を占める『夫木抄』において、歌仙に入らぬばかりか、私家集の現存も確認することのできない彼が、四三首という、まとまった数の歌を採られたのである。それは、右に挙げた如く、平安中期の歌人中、高遠に次いで七位という数であり、平兼盛(二九首)、源順(二四首)、大中臣輔親(二三首)、藤原実方(二八首)、中務(二五首)、そして藤原公任(二五首)といった、当代一流と目される歌人をも凌ぐ。『夫木抄』が、「昔中比之歌仙之家集并代々勅撰」に入らぬ歌を採る(刊本跋文)方針であったにせよ、勅撰集の撰歌材料として編纂された(同)この歌集に、少な

らぬ歌を載せられた平祐挙とは、いったいかなる人物なのであるか。

二

まず、平祐挙の出自を確認しておこう。

光孝天皇—是忠親王—式瞻王

興我王—篤行—兼盛—女子—赤染衛門

忠望王—偕行—元平

中興—元規—保衡—祐挙—挙範

女子

『尊卑分脈』

彼は光孝平氏の流れを汲む人物で、『尊卑分脈』によると、『後撰集』時代の歌人、平兼盛は、その遠縁になる。また、『古今集』歌人の平中興は曾祖父にあたり、その女は、『後撰集』、『新勅撰集』に歌を採られた女流歌人である。

ところで、右の系図には載らないが、一条朝を代表する女流歌人、和泉式部は、その母が「越中守平保衡女」（中古歌仙三十六人伝）であるという。とすれば、祐挙にとって和泉式部は姪にあたることになる。近年、祐挙が、人物考証の対象とされることになったきっかけのひとつは、この和泉式部との血縁関係にあった。だがそもそも、萩谷朴氏が歌合の方面から祐挙を取り上げ、槇野廣三氏に至って、祐挙に関する史料は、広範囲にわたり収集されたのである。その後、『枕草子』を中心に一条朝の歌枕の分析を試みた西山

秀人氏によって、歌人、祐挙の存在は、注目されることとなる。そこで、これらの諸先学に導かれながら、祐挙の生涯を辿っておきたいと思う。

槇野氏によれば、祐挙が歴史史料に登場するのは、おそらく『改元部類記』が初めであろう。

外記記

安和三年三月廿五日丙寅。左大臣大納言曰下着左仗座。此日被改元之事。詔命已了。鳳曆新號。但自昨日外記奉左大臣仰。令誠候少内記大江昌言。而件昌言非成業者也。仍有事之□。以右少弁藤朝臣雅材。令草件詔書。以昌言令清書。即奏覽之後。召中務少丞平祐舉。下給件詔書了。

『改元部類記（承平—寛治）』

安和三（970）年二月二十五日、祐挙は中務少丞で、改元に奉仕している。そして、寛和二（986）年二月十六日には、式部大丞として列見に奉仕したことが、『本朝世紀』に見える。

寛和二年二月十六日甲寅。天晴。今日。列見也。所司装束於辨官曹司廳。已二刻。少納言源元忠。權少外記海廣澄。令持御印率史生等著弁官結政所。參議大江齊光卿。右大弁藤原懷忠朝臣。……著同所。大納言藤原為光卿。……聽政訖。次式部少輔橋淑任。大丞藤原為時。平祐舉。大録肥日惟延。少録和氣吉澄率選人等參入。其儀如常。

『本朝世紀』

その後、長保五(1000)年五月十五日には、道長主催の歌合に参加した。この歌合は、道長が、法華三十講の法案として催したものである。道長の身辺近くに仕えていた下級官人たちが歌人として参加していることは、後に改めて詳しく触れるが、祐挙は、この歌合の約一カ月後の六月二十日にも、道長邸での納涼の催しに参加し、囲碁に勝って懸物を賜っている。

廿日 戊寅、詣左府、北馬場納涼、右衛門督設食、有碁局・破子、祐舉・則友圍碁、祐舉勝、給懸物、又競馬二番、秉燭以陰夜待月題有和哥、右藤中将同車帰家、

『権記』長保五年六月二十日条¹⁰

この二つの事例から、長保五年頃、祐挙が、道長に親近していたことが窺えよう。

なお、道長歌合において、祐挙は「前越中守」と記されているが、任官の時期は今のところ明らかではない。また、『勅撰作者部類』に、

祐挙 五位駿河守。越前守平保衛男。至長和四年。⁽¹¹⁾

と示された、祐挙の駿河守任官時期も、先と同様に不明である。

『勅撰作者部類』には、更に続けて、祐挙が、長和四(1005)年までは生存していたことを記しているが、『小右記』には、その翌年の長和五年五月十八日に、祐挙が、実頼の忌日法事に入礼した記事

がある。これによって、少なくともこの年までの、祐挙の生存が確認される。

十八日、辛酉、午刻許参東北院、資平侍車後、皇后宮大夫懷^平、先是被参、家依例設饗饌、別當僧都慶命在別座、同差饌、其後打鐘、供養法華經・心經等、修諷誦、講演了行香、入礼四位資平・長経・経任・景齊・政職・儀懷・守隆・方正・五位孝義・為盛・頼明・祐挙・斯忠・成順・敦親・慶家・永輔・師光、

『小右記』長和五年五月十八日条⁽¹²⁾

ちなみに当時、彼は五位であった。おそらくその後間もなく亡くなったものと推察される。

槇野氏によって指摘された祐挙の経歴に関する史料は、およそ以上の通りであるが、『夫木抄』一〇〇九二番の左注に、

この歌は、さつまへくだりけるに、みわの山みやこのもりなどいふ所をおもひやりてよめると云々⁽¹³⁾

とあり、ひょっとすると祐挙は、薩摩守になって任地へ赴いたか、とも思われる。しかし、彼が薩摩守になった確たる史料はなく、今のところ、この左注についての具体的な状況、及び時期を、特定するには至っていない。

これらのことを総合すると、平祐挙なる人物は、だいたい九五〇年頃生まれ、一〇一六年以降間もなく、七〇歳ほどで亡くなった、五位止まりの受領階級の官人であったことがわかる。比較的長命で

あったことは、『夫木抄』巻第二十九、一三八〇九番、

みちのくにあねはの松

祐挙

かくばかり年つもりぬる我よりもあねはの松はおいぬらんかし

といった、老齢になってから詠んだと思しき歌の存在からも窺えよう。

三

次に、祐挙は、どのような人々と交流をもっていたか。歴史史料からはなかなか窺い知ることのできない交友関係も、『夫木抄』を手掛かりにすると、以下挙げる三人の人物が浮かび上がってくることは、既に西山氏によって指摘されている。¹⁴⁾

①藤原実方

実方のきみに、かひをこひにやるとて

祐挙

つまこひんあきのをのしかよりもちぐさのはまのかひよとぞおもふ

(巻第二十五雑部七、一一七四九番)

実方は、中古三十六歌仙の一人。そして大中臣輔親も、彼同様、中古三十六歌仙に数えられる歌人である。前述の左大臣道長歌台では、左方筆頭歌人を務めた。

②大中臣輔親

松にみのむしのつきたるを、すけちかおこせたりける

祐挙

いかでかは露にもぬれん雨ふれどもえしがいその松のみのむし

返し、祐挙家集歌

読人しらす

みのむしのやどれる松のもとよりやぬれじと人はたのみそめけん

(巻第二十七雑部九動物部、一三二四四・五番)

右の詞書に記される状況からは、輔親と祐挙の間に、歌合という催しを通じての付き合いのみならず、私的な交流もあったことが窺える。

③平維叙

家集

祐挙

ちぢのはちちえの海につくほどはのどけからなん秋あらしの島

この歌は、これのぶの朝臣ひぜんへ下りしに、すき箱にあふぎ三十ばかりしてやりけるに、秋あらしの島といふ所のかたを書いて舟いとおほかるにと云云

(巻第二十三雑部五、一〇五六七番)

『尊卑分脈』によると、平維叙は、一応、桓武平氏貞盛男として記載されるが、実は藤原濟時男であるらしい。¹⁵⁾ ちなみに、先に触れた藤原実方は、この濟時の養子である。『御堂関白記』『小右記』には、維叙の名を見出すことができる。永観元(983)年八月、肥前守に任ぜられたことが『類聚符宣抄』にあることから、この歌はその任

地下向の際に詠まれたものと推測される。なお、彼がこの後、陸奥守となつて赴任したことは、『今昔物語集』に見える。⁽¹⁶⁾

このように祐挙は、実方、輔親といった歌人たちと交わりをもつていた。しかし、彼の交友は、これら男性歌人に限つたことではない。次の歌の詞書に出てくる「弁命婦」、橋良藝子は、出自、生没年は未詳ながら、東三条院詮子に仕え、「冷泉院弁命婦」と呼ばれた人物である。

④ 弁命婦

山吹を橘にこきまぜて弁命婦の局におくる 平祐挙

やまぶきのはなたち花のかをとめてをりぞしにけるゐでのさと人

(巻第七夏部一、二六八一番)

彼女は後に、中宮彰子のもとで「宮の内侍」とも呼ばれた。『紫式部日記』には、

宮の内侍ぞ、又いときよげなる人。丈だちいとよきほどなるが、
ゐたるさま、姿つき、いとものくしく、いまめいたるやうだ
いにて、こまかに、とりたてておかしげにも見えぬものから、
いと物きよげに、そびくしく、なか高き顔して、色のあはひ、
白さなど、人にすぐれたり。頭つき・髪ざし・額つきなどぞ、
あなものきよげと見えて、はなやかに愛敬づきたる。たゞあり
にもてなして、心ざまなどもめやすく、露ばかりいづかたさま
にもうしろめたいかたなく、すべてさこそあらめと、人のため
しにしつべき人がらなり。艶がりよしめくかたはなし。⁽¹⁷⁾

とあり、紫式部にも一目置かれていたようである。祐挙が、山吹をわざわざ橘にまぜて贈つたのは、弁命婦が橘氏であることを意識した、祐挙のちょっとした演出であろう。

この弁命婦をはじめとして、祐挙は他にも、内裏の女房たちと少なからぬ交流をもっていたらしい。

上のだいばん所に、硯のふたに色色の花を入れたるをみて

平祐挙

箱のうちをあけてみつれば鶯の花のくしげは匂ひふかしも

(第二春部二、三八二番)

山吹のいみじき枝を折りてみすにさされたるを 平祐挙

雲のたつ八重山吹のはなぎかりこのへ人にをらせてしかな

(巻第六春部六、二〇四二番)

うへの御局にて雪のふる日、ある女房のもとへ 祐挙

雲ちかく峰のあらしのさむきかな雪やふるらん遠松のやま

(巻第二十雑部二、八二二六番)

同(祐挙)

ふりにけるゆきのしまなるむすび松とくこそ人の見るべかりけ

此歌家集云、中務丞雪をしまのかたに造りていはたて、
日かげをこけのかたにおほして松などあるを、こきでん

のだいはん所にいれたりけるをよめると云云

(巻第二十九、一三八一〇番)

右のような、「上のだいはん所」での詠作や、簾に挿された山吹の枝を「九重人」(宮中に仕える人)に折らせたいと言いつた歌、また、「うへの御局」で女房の許へ贈った歌や、「こきでんのだいはん所」にあてた詠歌などは、祐挙と女房たちとの交流の一端を、垣間見せてくれるだろう。内裏に入りする下級官人の中にも、たとえば『枕草子』第七十九段に見える橘則光のように、歌を詠むのを苦手とする者もいたようだが、祐挙は、そういった人物とは対照的に、女房相手の贈答を、そつなくこなしていたと推察される。

四

以上、祐挙が、和歌を通して、当代一級の歌人や内裏の女房達とつながりをもっていた様子を具体的に見てきた。では彼自身、どの程度、歌人として活動していたのだろうか。

萩谷氏の指摘によれば、祐挙の歌合への参加は、前述の長保五年左大臣道長歌合が唯一である⁽¹⁸⁾。判者は藤原公任⁽¹⁹⁾。歌人は、大中臣輔親をはじめ、源兼澄、藤原長能、源道済をはじめ、輔尹、為義、為時といった顔ぶれであった。祐挙は、左方、前肥後守敦信と三番をうがえた。

左 持 (惜夏夜月)

前肥後守敦信

つき見るとまだねぬそらはあけぬべしこよひばかりのあすのよ

もがな

右

前越中守祐挙

一一番

つきかげをしまんことはつねよりもなつのなかばのこよひなりけり
一二番

左

(遥聞郭公)

敦信

さつきやまふもとをすぐる郭公いづちなるらん夜の一声

二五番

右

祐挙

ほのかなるただひとこゑは郭公ねざめくやしき心地こそすれ

二六番

左

(対水辺松)

敦信

いろかへずきしべのまつのふかみどりみなそこまでにちよぞみ

三九番

えける

右 かつ

祐挙

きみがよにまつとみづとはおのづからちよをすむべきちぎりありけり
四〇番

この歌合は、道長周辺の下級官人たちを歌人として参加させた、いわば内輪のものであったと推察される。とすると、祐挙の歌合への参加がこれのみというのは、彼の歌人としての立場を考える上で、物足りなさを禁じ得ないであろう。

しかし祐挙は、前掲の『勅撰作者部類』に名を連ねていることからわかるように、勅撰歌人であった。入集歌数はのべ四首で、

『拾遺集』初出。従つて、彼は生存中から勅撰集に歌を採られたこととなる。中でも注目すべきは、次の歌であらう。

粟田右大臣家の障子に、からさきに蔽したる所にあみひく
かたかける所

平祐挙

みそぎするけふからさきにおろすあみは神のうけひくしるしな
りけり

『拾遺集』卷第十神楽歌 五九五番

この、粟田右大臣、藤原道兼家の障子絵は、『栄花物語』に、次のように記される。

かやうの事につけても、大納言殿(道兼)はいと羨しう、女君のおはせぬ事をおぼさるべし。粟田といふ所にいみじうをかしく殿をえもいはず仕立てて、そこに通はせ給て、御障子の絵には名ある所を書かせ給ひて、さべき人人に歌よませ給ふ。世の中の絵物語は書き集めさせ給ふ。女房数も知らず集めさせ給て、ただあらまし事をのみ急ぎおぼしたるも、をかしく見奉る。

『栄花物語』卷第三 さまざまのよろこび

〔正暦元(990)年の記事〕

すなわち、この障子絵は、しかるべき歌人に詠ませる歌題になつたものであつた。祐挙も、この時、歌よみの一員に数えられていたのだらう。彼が道長に近侍していたらしいことは前述したが、彼はそ

れ以前、道兼にも接近していたと推察される。ちなみに、この障子絵の歌を詠んだ、祐挙とほぼ同時代の歌人としては、他に惠慶がいる。

二条右大臣の粟田の山ざとの障子のゑに、たび人もみぢの
したにやどりたる所

惠慶法師

今よりは紅葉のもとにやどりせじをしむに旅の日かずへぬべし

『拾遺集』卷第三秋 二〇四番

また、先に触れた道長歌合に、歌人として参加していた藤原為時は、この障子絵を題にして漢詩を作っていたらしい。が、祐挙が漢詩を作つた形跡は、この粟田山荘障子絵のみならず、それ以外にも、今のところ見い出すことはできない。

なお、『夫木抄』四七四番には、祐挙の、大納言藤原為光家障子絵歌が載る。

永観二年八月一条大納言家障子歌、春浮鳥 平祐挙

うき鳥や松のみどりを見わたせば千とせの春ぞかすみ初めたる

『夫木抄』卷第二春部二 四七四番

この障子絵歌を詠んだ歌人としては、他に、源順、大中臣能宣、清原元輔、源兼澄が知られる。従つて、祐挙がこの障子絵歌の詠み手だつたとすると、彼は、梨壺の五人のうちの主要歌人、三人が顔を揃える中、これら当代一級の歌人たちと肩を並べていたことになる

だろう。だが、西山氏が指摘するように、この「浮島」の歌は、尊経閣文庫本『元輔集』一〇四番、

（あいぐわん元ねん八月ついたちころ、一条の大納言のいへさうじのうた、）

春、うきしま

うきしまのまつのみどりをみわたせばちとせのはるぞかすみそめける

と同じ歌であり、果たしてこれが本当に祐挙の歌であるかどうかは、にわかには決し難い。『夫木抄』と尊経閣文庫本『元輔集』との成立年代を考慮すれば、鎌倉期に成った『夫木抄』の方が、詠歌名に混乱を来していたと見るのが、一応は自然であろう。だが、一連の屏風（障子）歌のみを集成した尊経閣文庫本『元輔集』が、元輔の歌のみならず、他人詠をも含む可能性も、皆無ではあるまい。ともあれ、仮にこれが祐挙詠ではなく、元輔の歌であったとしても、祐挙が当該歌の作者に充てられたということ自体に、歌人としての彼の姿がほの見えるように思われるのである。

五

このように見てくると、祐挙の歌人としての活動は、華々しさには欠けるものの、当時の大部分の受領層歌人たちがそうであったように、権門に近侍しつつ、営まれていたようである。そして、ここでもうひとつ押さえておきたいことは、かつて祐挙の私家集が存在

していたらしいということである。すなわち、既に西山氏が触れていることであるが、これまで引用してきた『夫木抄』の詞書や左注の中に、「家集」「祐挙家集」と記される場合があったことからわかるように、『夫木抄』は、『祐挙集』を、ひとつの撰歌材料としているのである²⁴。その数は、「家集」、もしくは「祐挙家集」と、出典が明記されているものだけで、『夫木抄』所載祐挙歌及び『祐挙集』歌、全四十三首のうちの半数以上、二十四首に上る²⁵。

・家集、葵

平祐挙

（巻第七夏部一、二四八六番）

・家集、なりとく雲のまきといふ事を 祐挙

（巻第八夏部二、三二六〇番）

・家集、七月七日

平祐挙

（巻第十秋部一、四〇〇三番）

・家集

祐挙

（巻第二十雑部二、八一六九番）

・家集、をはりのおとさきの山

祐挙

（巻第二十雑部二、八二三七番）

・家集、いなばおもかげの山

祐挙

（巻第二十雑部二、八五四七番）

・家集

祐挙

（巻第二十雑部二、八六六九番）

・家集

祐挙

〔左注〕この歌は、さつまへくだりけるに、みわの山みやこのも

りなどいふ所をおもひやりてよめると云々

・家集、人のもとへいひやりける、のとのくにすずのみまき
(巻第二十二雑部四、一〇〇九二番)

・返し
祐挙
よみ人しらず

・家集、上総なるかのうみ
(巻第二十二雑部四、一〇二一三・四番)

・家集
祐挙
(巻第二十三雑部五一、一〇三三一番)

〔左注〕この歌は、これのぶの朝臣ひぜんへ下りしに、すき箱にあふぎ三十ばかりしてやりけるに、秋あらしの島といふ所のかたを書きて舟いとおほかるにと云云

・家集、さかさまの池
(巻第二十三雑部五、一〇五六七番)

・家集、むかしあへる人のもとよりかひをおこせたるに
祐挙
(巻第二十五雑部七、一一四三三番)

・丹後、ゆふ日のうら
祐挙
(巻第二十五雑部七、一一四三三番)

・祐挙家集云、この歌をききてある人よめると云云
読入しらず

・家集、ほしあひのはま
(巻第二十五雑部七、一一六四〇・一番)

・家集、よさむ、ふきでのはま
祐挙
(巻第二十五雑部七、一一七四三番)

・家集、よさむ、ふきでのはま
(巻第二十五雑部七、一一八一八番)

・松にみのむしのつきたるを、すけちかおこせたりける
祐挙
読入しらず

・返し、祐挙家集歌
(巻第二十七雑部九動物部、一三一四四・五番)

〔左注〕此歌家集云、中務丞雪をしまのかたに造りていはたて、日かげをこけのかたにおほして松などあるを、こぎでんのだいばん所にいれたりけるをよめ云云

・家集、うしかひのむら
祐挙
(巻第二十九、一三八〇九・一〇番)

・家集、こもしのむら
祐挙
(巻第三十一雑部十三、一四八四一番)

・家集
祐挙
(巻第三十一雑部十三、一四八四九番)

・家集
祐挙
(巻第三十三雑部十五、一五五〇四番)

『祐挙集』の現存は、前述の如く、未だ確認されていない。しかし、『夫木抄』が成ったと思しき延慶三(1310)年頃から、百七十年余りを経た文明十五(1484)年には、三条西実隆が、平祐挙の家集を手にしていたことが知られる。

今日予撰見分、

大蔵卿行宗集 範永朝臣 惟宗廣言 惟成 為頼 平祐舉

藤原輔相 藤親盛 至秋部、未終功

『実隆公記』「室町第和歌打聞記」文明十五年八月十四日条

『夫木抄』の編纂材料となった『祐挙集』と、実隆が見たそれとが、同一のものであったか否かは定かではない。だが、『祐挙集』は、勅撰集編纂の可能性がまだ残っていた実隆の時代、すなわち、十五世紀末頃までは、少なくとも存在していたことになる。⁽²⁸⁾ なお、『夫木抄』所載祐挙歌の左注が、『祐挙集』の詞書の引き写しであるとすれば、その記し方から推して、この『祐挙集』は、祐挙自撰であったものと考えられる。

祐挙の生きた、十世紀後半から十一世紀にかけての時期は、私家集編纂の動きが全体に活発化していたという。⁽²⁹⁾ と同時に、『宇津保物語』などの散文作品も綴られ、『源氏物語』が世に出るに至り、平安朝文学は、その頂点を極める。このような時代背景のもと、現代にまでその名を広く知られている、当代屈指の歌人たちに混じって、一受領官人が、王朝女流文学を担うことになる後宮の女房たちと接触し、また、私家集を編んだところで、それは文学史上、目立たない、ささやかな事柄であるかもしれない。しかしながら、平安朝女流文学が花開いた陰に、祐挙のような歌人が存在し、和歌を通じて活動を繰り広げていたことは、紛れもない事実であろう。そして、おそらく彼らが、絢爛たる王朝文学を生み出す地盤として、時代の一役を担っていたはずなのである。

平祐挙は、

女のがりつかはしける

平祐挙

むねはふじそではきよみがせきなれやけぶりもなみもたためひ
ぞなき

『金葉集』(三奏本) 第七恋、三九七番(『詞花集』卷第七恋)

歌上、二二三番にも)

という一首が、十二世紀に入って、勅撰集に採られたことにより、歌人としての命脈を保った節がある。だが、この歌は、早くも『相模集』に、引き歌として次のように用いられていた。

なにとなくものむつかしければ思ひむつかりたるに、人の
返事に、けぶりもなみもとのみいひやりたれば、又たちか
へり

さがみにはありともいはずふじの山けぶりもなみもなにかく
らん

返し

いづことも思ひぞわかぬふじの山みをはなれたるけぶりならね
ば

『相模集』六三、六四番

右の贈答歌は、相模と、その夫、大江公資が、治安元(幽)〔万寿二(幽)〕年頃交わしたものであるという。祐挙の没後四、五年に当るこの頃には、「むねはふじ」の歌は、既に人口に膾炙していたのであろう。そして、この歌は、勅撰集より先に、能因の秀歌撰『玄々集』に採られることになった。また、『俊頼髓脳』にも、「よきふしに優なる事ぐしたる歌」として紹介されており、高い評価を得ていたと見られる。更に、阿仏尼『夜の鶴』にも、

恋の歌に利巧そらごと多かれど、わざとも苦しからず。枕のし

たに海はあれど、胸は富士袖は清見が関ともたゞ思ひのせちな
る風情をいはむとて、いか程もよそへいはむこと、四季の歌に
異なるべしと申され候き。⁽³²⁾

と引用されている。その後、当該歌は、祐孝の家集の存在を記した、
前掲の『実隆公記』の記事から遡ること二年、文明十三(18)年十
月二十四日の序文をもつ、足利義尚(常德院)の撰定に成った『新
百人一首』に入集、また、異種百人一首のごく初期のものと思われる
『後撰百人一首』にも、採用された。⁽³³⁾ 本稿冒頭に挙げた『夫木抄』
所載祐孝歌の数の多さといい、平祐孝の存在は、今日想像する以上
に、有名であったに相違ない。

註

- (1) 山田清市・小鹿野茂次著『作者分類夫木和歌抄 本文篇』(昭和四二
年五月、風間書房)による。なお、贈答歌の場合、相手方の歌も、一応
数に含めた。
- (2) 引用は、『新訂増補国史大系』による。
- (3) 美貌で名高く、元良親王とも浮き名を流したという(『後撰集』、『大和
物語』)。
- (4) 塩谷佐登子氏「和泉式部伝研究(一) 平保衡試論」、『平安文学研究』
第七十二輯、昭和五十九年十二月)、森田兼吉氏「和泉式部日記論攷」
第二、和泉式部 二、父と母(笠間叢書213、昭和六十三年九月)。
- (5) 『平安朝歌合大成』二(同朋舎、一九五七年一月)。
- (6) 『平安人名辞典—長保二年—』(高科書店、一九九三年一月)。
- (7) 『枕草子』地名類聚章段の背景(『上田女子短大紀要』一七号、一
九九四年三月)。なお、(4)に挙げた祐孝に関する参考文献は、西山氏

により、まとめて指摘されている。

- (8) 引用は、『群書類従』第十一輯上公事部による。
- (9) 引用は、『新訂増補国史大系』第九巻による。
- (10) 引用は、『史料叢集』による。
- (11) 引用は、『八代集全註』による。
- (12) 引用は、『大日本古記録』による。
- (13) 以下、和歌の引用は、『新編国歌大観』による。なお、濁点等は適宜
改めた。
- (14) 注7論文参照。
- (15) 新訂増補国史大系「尊卑分脈」では、「維叙(實右大将時卿男)」と記
し、頭注に「時、恐此上脱済字」と示す。
- (16) 『今昔物語集』巻十九陸奥国神、報守平維叙思語第卅二。
- (17) 引用は、『新日本古典文学大系』による。
- (18) 注7論文参照。
- (19) あるいは、藤原齊信との合判という説もある。
- (20) 近藤みゆき氏「一条朝期名所絵屏風の一様相—源道済集所載「寛弘五
年七月或所屏風」と藤原兼の粟田山荘障子絵詩歌について—」(『千葉
大学教養部研究報告』A-24、一九九一年)
- (21) 『順集』(書陵部蔵「三十六人集」五二〇・二二)一一二了二〇番、
『順集』(書陵部蔵「歌仙集」五一・二二)二五九了二六七番、『能宣集』
(西本願寺蔵「三十六人集」一八三了一九六番、『能宣集』(書陵部蔵
「三十六人集」五一〇・二二)二九六了三〇九番、『元輔集』(尊経閣文
庫蔵一四・古)九八了二〇八番、『兼澄集』(書陵部蔵「谷・三二四」六
七了七九番、『兼澄集』(島原松平文庫蔵「三五・一一)五七番、『兼澄
集』(島原松平文庫蔵「三五・一一)一一三了二四番に、その歌が見
える。
- (22) (7) 論文参照。
- (23) 『元輔集』諸本中、別本に分類される孤本。他本とは、ほとんど歌が
重ならない。

(24) 注7論文参照。

(25) 祐挙歌の出典としては、他に、「懐中」(巻第三十一雑部十三、一四六六三番)がある。

(26) 『和歌大辞典』「夫木和歌抄」(濱口博章氏)の項(明治書院、昭和六十一年三月)。

(27) 武井和人氏「私家集末尾に勅撰集による補遺を加へるといふこと―勅撰集の終焉―」(『国語と国文学』昭和五十八年八月)には、実隆の見た私家集が列挙されており、その中に、祐挙の名も見える。

(28) なお、『夫木抄』所載「祐挙集」歌には、地名を詠み込んだものが多けれども、『歌枕名寄』に採られた、祐挙の名を明記する歌は、すべて勅撰集入集歌である。おそらく撰者澄月の手元に、『祐挙集』はなかったであろう。

(29) 近藤みゆき氏「私家集とは何か」(『時代別日本文学史事典 中古編』有精堂、一九九五年一月)。

(30) 武内はる恵 林マリヤ 吉田ミズズ氏著『相模集全釈』(風間書房、平成三年十二月)二二八頁。

(31) 『千五百番歌合』千二百九十四番の右方、家良の歌、「いまはただむねはいさりびとこはうみうらみてのみもとしをふるかな(2587番)」に対する判詞の中にも、当該歌は次のように引かれる。「右歌、むねはふじ袖はきよみが関なれや煙も浪もたたぬ日ぞなき、と侍るなかごろの歌の心ざまをばまねばれたれど、ゆくゆくとよみなしたる姿は、あひにずや侍るらん」ちなみに、この家良の歌は、負となった。

(32) 引用は、『日本歌学大系』による。

(33) 吉海直人氏「百人一首基礎資料稿」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』第十号、平成二年三月)

附記 本稿は、平成八年度和歌文学会第四十二回大会における研究発表の、前半部分をまとめたものである。林マリヤ氏、藤田一尊氏、近藤みゆき氏、浅田徹氏、島津忠夫氏、吉海直人氏、西山秀人氏をはじめとする多

くの方々にご教示いただいた。ここにお礼申し上げます。